

条例第8条（抑制区域の指定）一覧表

No.	区域の名称	根拠法
1	地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
2	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
3	土砂災害警戒区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項
4	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
5	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
6	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項
7	保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第25条
8	河川区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項
9	河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項
10	砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
11	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項
12	住居専用地域・住居地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条